

農地法第4・5条 農地転用許可申請 提出書類一覧

提出部数 各2部 (原本・副本)

添付書類 (○は必須書類)	留意事項等
○ 農地法第4条又は第5条許可申請書	申請者が自署した場合は押印不要 (※自署でない場合は押印が必要)
○ 申請事由の詳細(補足説明)	許可申請書の転用事由の詳細を補足するもの(別紙)
○ 土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る。申請時おおむね3ヶ月以内のもの
○ 土地の公図	原則として法務局発行の公図。申請時おおむね3ヶ月以内のもの 公図の写し及びインターネットの登記情報提供サービスで取得した公図も可
○ 土地の位置図	赤色で申請地の位置を記入
○ 土地の案内図	住宅地図の写し等
○ 建設予定建物・施設の配置図及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面	建設予定建物・施設等の面積、位置及び施設物間の距離及び道路等表示した図面 住宅等の場合は上水道・下水道の引込図面、その他は敷地内の排水図面
○ 資金計画書又は予算書及び融資証明書・残高証明書	申請書に記載又は資金計画書(別紙)を添付 資金計画書又は予算書の裏付けとなる融資証明書・残高証明書 資力があることが確認できる書面を必ず添付 申請者又は代理人が原本証明をした通帳の写しも可
○ 農地転用に関わる確認書	確認書に直筆署名・押印
△ 委任状	申請書類の提出等が行政書士の場合
定款もしくは寄付行為の写し 又は法人の登記事項証明書	申請者が法人である場合 定款の写しには原本証明必要
土地所有者・耕作者の同意があったことを証する書面	所有権以外の権原に基づいて申請する場合 地上権、永小作権、質権、賃借権に基づく耕作者がいる場合
関係法令の許認可に係る申請書の写し等	他法令で許認可、及び届出をする者は、受付印のある申請書の写し等 都市計画法、森林法等、開発行為(3,000㎡以上)
取水・排水に係る水利権者等関係権利者の同意書	水利権者、その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面
事業計画書	個人住宅は原則として添付不要
工事工程表	事業計画面積が5,000㎡以上のもの(その他は申請書記載で可)
資材置場・駐車場等の配置図・断面図等	無建築物転用の場合のみ(別紙添付書類参照)
太陽光発電施設用地に転用する場合	別紙添付書類参照
地区内道水路の処置に係る所管部局との調整を証する書面	事業地内に道水路がある場合
その他参考とする書類	●住民票・戸籍謄本・相続関係書類等 申請書と土地の登記事項証明書の記載内容が異なる場合
	●印鑑証明書 抵当権者等利害関係人の同意書を求めた場合でその真意を確認する必要がある場合
	●宅地建物取引業者の免許証の写し 建売住宅及び宅地造成の場合のみ
	●農振農用地(青地)確認書 農振農用地のみ。除外したことのわかる許可書の写し。 ※青地の場合は、除外してからでないと農地転用はできません

○締切日には、完全に書類が整っていなければ受け付けできません。

○提出書類に不明な点がございましたら、富士見町農業委員会事務局(0266-62-9234)へお問い合わせください。

申出書の受付は毎月10日までです。

(ただし、10日が土・日・祝日の場合は前日(直前の開庁日)が締切日となります)